平成２１年（フ）第４７９９号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目９番３号
サンプラザマツヤ202号
債務者　猪倉　浩一
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９５９号
大阪府東大阪市松原２丁目２番19号
債務者　後藤トシ子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１８０号
大阪市西区本田４丁目９番23―210号
債務者　山下　哲也
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４１６号
大阪府茨木市大字忍頂寺237番地
債務者　木挽　　眞
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５４１号
大阪府豊能郡豊能町余野139番地
債務者　横田　幸雄
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６６８号
大阪市大正区鶴町１丁目15番11―301号
債務者　廣瀬　弘美（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６９９号
大阪市港区波除１丁目２番１―402号
債務者　岡本　美緒
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７２８号
大阪市港区市岡２丁目１番13号
債務者　西村　尚子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７５７号
大阪府枚方市長尾家具町２丁目８番29号
債務者　高垣亜矢子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８０２号
大阪市平野区平野西１丁目１番10号
債務者　森　　春記
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８２１号
大阪市西成区南津守７丁目４番40号
債務者　林　喜世嗣
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８９７号
大阪府茨木市橋の内３丁目４番11号
債務者　樅山　正義
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９６６号
大阪府豊中市庄本町２丁目６番14号
債務者　橋本　義弘
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９７０号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目14番２号
債務者　天國　久已
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９７２号
大阪府枚方市南中振２丁目32番８号
債務者　小林　　望（旧姓三鴨）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６００３号
大阪府寝屋川市黒原新町９番13―301号
債務者　治久丸真紀
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０１１号
大阪府寝屋川市三井南町３番13号
債務者　磯﨑　聡美（旧姓春本）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０１８号
大阪市東住吉区山坂５丁目６番４―201号
債務者　奥杉　治美
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部